

第13回津南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年7月25日					
招集の場所	津南町役場 3階 大会議室					
開閉会日時	開会	令和6年7月25日 9時00分				
	閉会	令和6年7月25日 9時50分				
出席委員並びに 欠席委員	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
	1	藤木 正光	出	10	大平 勝則	出
	2	中山 國廣	出	11	滝沢 芳則	欠
	3	河田 千春	出	12	本山 和美	出
	4	樋口 則郎	出	13	中村 敬二	出
	5	藤木 巖	出	14	桑原 京子	出
	6	桑原 幸枝	出	15	涌井 益夫	欠
	7	清水 茂實	出	16	藤ノ木 孝	出
	8	渡邊 修	欠	17	半戸 敬行	欠
	9	板場 勇司	出	18	藤ノ木 稔	出
議事録署名委員	10	大平 勝則		12	本山 和美	
職務のために出 席した者の氏名	事務局長	太田 昌		副主幹	石沢 和也	
説明のために出 席した者の氏名						
書記	石沢 和也					
議事日程	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

第13回 津南町農業委員会総会議事日程

令和6年7月17日 告示

令和6年7月25日 開会

日程第1 議事録署名委員の指名について

番

番

日程第2 報告第1号 会長報告

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

## 会議経過（令和6年7月25日）

### 【開会宣言】

会長

本日の欠席は、8番 渡邊 修委員、11番 滝沢芳則委員、15番 涌井益夫委員、17番 半戸敬行委員です。

9番 板場勇司委員が途中退されます。

定足数に達しておりますので、これより第13回津南町農業委員会総会を開会します。

### 日程第1 会議録署名委員の選出について

会長

会議録署名委員の指名を行います。議長の指名による選出とさせていただきますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会長

本日の会議録署名委員に、10番 大平 勝則委員と12番 本山和美委員の両委員を指名いたします。

### 日程第2 報告第1号 会長報告について

会長

報告第1号会長報告について、出席しました会議等内容を報告いたします。

7月4日に十日町市において、農業委員会中越地区協議会総会が開催されました。主にタブレット端末の活用についてと農業委員会サポートシステムについて情報交換を行いました。

7月10日に役場において、企画会議を開催しました。当面の行事の日程等について協議させていただきました。

会長報告については以上です。質問等がありますでしょうか。

(特になし)

### 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

#### 日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

会長

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願証明について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の適用を受けない事実確認願については、3件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

板場勇司委員

1番について、6月7日に現地確認を行いました。飯山線の線路沿いにある農地であります。15年くらい前までは耕作をしていたと確認しております。現在は、写真のとおりカヤや雑木が生えており、周辺の状況も含めて考えますと耕作地として復元することは難しいと判断しました。

大平勝則委員

2番について、その農地の周辺は宅地で囲まれており、その状況からしても農地に復元しても継続して利用することができないものと見込まれると判断しました。面積が小さく、以前は大きな柿の木が生えていたりする状況でもありました。

藤木正光委員

3番について、幹線道路沿いに面している農地でありまして、建設工事の残

土があり、大きな石等が混入しているなど、農業機械で耕運するのは難しい状況です。今後、農地として復元することも難しいと考え、判断に至りました。

清水茂實委員

1番については、非農地として判断できるが、2番、3番については、人為的なことが理由で現状があるとも考えられるので、判断が難しい。現況の確認はできておりますが、ともに顛末がわかる書類を提出していただくのがいいと考えます。

会長

他に質問等はありませんでしょうか。

(質問等特になし)

## 日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

会長

議案第1号農地法の規定に基づく許可申請書の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の規定に基づく許可申請は、第3条許可申請が5件、第4条許可申請が1件、第5条許可申請が1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等はありませんでしょうか。

会長

3条の4、5番ですが、法人の代表者個人での取得です。当該農地の現状は不耕作地ですが、耕作できるように復元することです。その後、法人事業として耕作し、町に貢献したいとお話もされておりました。

藤木正光委員

当該農地での作付計画が決まっていない中、灌水設備がない状況であることなど、再度確認していただくことが必要であると考えます。

会長

他に質問等がありますでしょうか。無ければ採決をいたします。

第3条の5件、第4条の1件、第5条の2件について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたします。

## 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会長

議案第2号農用地利用集積計画の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

津南町長より、農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進基本構想に基づき審査依頼がありました。

今回は所有権移転のみ9件です。

(農用地利用集積計画の内容を朗読、説明)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

会長

いずれも、担い手との契約に伴う所有権移転であり、特に問題のある届出はないかと思われま。

只今の事務局の説明及び朗読の内容について、委員の方からの補足説明、意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

藤木 巖委員

1、2番について、基盤整備が予定されている農地が含まれており、それ以外の農地とあわせて所有権移転するものです。田、畑をまとめた対価となっております。

3、4、5、6番について、3、4番は農地の管理が難しいので、全て処分

したい意向があり、不耕作地もありますが譲受人が取得することになりました。

5、6番も譲渡人が遠方で管理が難しいということが理由での所有権移転です。

いずれも不耕作地の解消にもつながるものと期待しております。

9番については、譲渡人が以前から農地の処分を進めており、今回は最後の所有権移転となります。

藤木正光委員

7、8番について、譲受人である法人の代表が譲渡人の息子さんです。親の農地を息子の法人が取得するという内容になります。

会長

他に質問等はありませんでしょうか。

無ければ所有権移転9件の案件について採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたしました。

#### 【閉会宣言】

会長

本日の議事は全て終了しました。

以上で、津南町農業委員会第13回総会を閉会します。

以上の会議経過は書記が記したものであるが、その内容が事実と相違ないことを  
証するためここに署名する。

令和 年 月 日

津南町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員